

民間事業者による公社管理道路運営事業について

平成 27 年 9 月 8 日
愛 知 県

1. 特定事業の内容

(a) 特定事業実施区域の特性

① 本県は、国土のほぼ中央に位置し、自動車産業や航空宇宙産業を始め日本一の産業集積を誇る「ものづくり」の中核地域として発展している。中部国際空港や名古屋港・衣浦港といった国際物流拠点、日本の三大都市圏を結ぶ東海道新幹線や東名・名神高速道路等の広域交通網が形成され、平成 39 年にはリニア新幹線の開業も予定されている。特に道路交通に関しては、上記の東名・名神高速道路のほか、中央・東名阪・東海環状・伊勢湾岸自動車道、新東名高速道路など主要な路線が集中し、交通の要衝となっている。

さらに、自動車産業は世界有数の自動車メーカーであるトヨタ自動車を始め多くの自動車関連企業が立地しており、都道府県別自動車保有台数でも約 514 万台と全国第 1 位※（国内の保有台数の約 6.4%に相当する規模）となるなど、道路利用の需要が高い地域である。※平成 27 年 5 月時点

② こうした特性を有する本県域において、愛知県道路公社が管理する公社管理道路のうち、対象路線（区域計画 4（1）に定める 8 路線）は、上記の高速道路等とともに当地域の広域道路ネットワークの一部を形成している。

その沿線には、中部国際空港を始め、新たな商業施設が立地予定の中部臨空都市や、観光施設・レクリエーション施設などが数多く立地しており、これらの施設の利用者も対象路線を利用している。こうした地域を支える対象路線は、その利用ニーズも極めて大きく、愛知県道路公社は、交通量（約 5,470 万台※）や料金収入（約 173 億円※）で、国内の地方道路公社で最大級の規模となっている（指定都市高速道路を除く。）。※平成 25 年度

③ このように、対象路線を運営することとなる民間事業者は、近傍に立地する商業施設などと連携することにより、対象路線の通行者及び利用者の利便の増進を図ることが可能であると考えられる。

(b) 特定事業実施区域の意義

本区域計画は、対象路線において、我が国初となる民間事業者による公社管理道路運営事業の実現を可能とするものである。

民間事業者による公社管理道路運営事業の実施が可能となることにより、民間事業者の創意工夫を活かし、近傍に立地する商業施設などと連携することで、一層の良質で低廉な利用者サービスの提供及び沿線開発を含めた地域経済の活性化が図られることが期待される。

さらに、(c) に述べる「三方一両得」のビジネスモデルを実現し、我が国の産業競争力の強化と、愛知県による「地方からの改革」を国内外に発信する。

(c) 特定事業実施区域の目標

民間事業者による公社管理道路運営事業を実施することで、以下のとおり、道路利用者及び地域、道路管理者である愛知県道路公社及び愛知県、そして公社管理道路運営事業を実施する民間事業者、関係する 3 者それぞれがメリットを得られる「三方一両得」のビジネスモデルの実現を目指す。

- 道路利用者及び地域にとっては、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした柔軟な料金設定やパーキングエリア等の魅力向上など、より低廉できめ細かな利用者サービスの提供を受けられるほか、民間事業者による沿線開発等によって地域経済の活性化が図られるといったメリットが期待される。

- 道路管理者である愛知県道路公社及び愛知県にとっては、愛知県道路公社が構造改革特別区域法第 28 条の 3 第 10 項の規定に基づき、公社管理道路運営事業を実施する民間事業者から徴収する運営権対価により、建設費の確実な償還を実施できるほか、技術面、費用面で効率的な管理運営を行うことができるといったメリットが期待される。
- 民間事業者にとっては、道路の管理運営事業はもとより、近傍における商業施設その他の施設の整備や運営、その他の連携といった新たな事業機会が創出されるほか、道路インフラ運営事業の経験を得ることによる将来の更なる事業展開が期待される。

(d) 期待される効果

① 定性的効果

- 対象路線の利用料金について、愛知県道路公社が構造改革特別区域法第 28 条の 3 第 5 項から第 8 項の規定に基づき国土交通大臣の認可等を受けた利用料金の上限の範囲において、運営権者（民間事業者）が弾力的に決定することが可能となることから、利用者ニーズに即した柔軟な料金割引等により、道路利用が増大。
- 連携する商業施設その他の施設に関する情報提供など、きめ細かなサービス提供により対象路線の利用者の利便性等が向上。
- 魅力的なパーキングエリア等の整備によりパーキングエリア自体が目的地となり対象路線の利用者が増加。
- パーキングエリアに附帯する商業施設やインターチェンジ近傍地など対象路線の内外におけるイベントの開催や地元特産品の販売促進等のソフト事業により、地域の賑わいを創出。
- パーキングエリアに係る施設整備などに係る建設投資が増大、さらにはイベントの開催や地域特産品の需要拡大も含めて雇用の場が創出され、地域経済が活性化。
- 観光事業とのタイアップ企画の実施等により、民間事業者（運営権者の構成企業、協力企業、その他関連する企業等）において事業機会が拡大。
- 民間事業者と地元自治体・観光協会等のネットワークが形成され、地域活性化に向けた官民連携における新たな枠組みを創出。

② 定量的効果

交通量 4% 増（※利用料金について休日 30% 割引が実施された場合を想定）

◎平成 21 年 7 月～平成 23 年 3 月に実施した料金引下げ社会実験の実施結果

<実施概要> 知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、

猿投グリーンロード、名古屋瀬戸道路において、休日（土・日・祝日）の料金を終日 30% 割引（普通車以下・ETC 割引）

<実施結果> 誘発率 4%（6 路線平均）

(e) 事業の実施期間

愛知県道路公社が、対象路線に係る公社管理道路運営事業を実施する民間事業者と締結する公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約において定める事業開始の日から、対象路線ごとに愛知県道路公社が構造改革特別区域法第 28 条の 3 第 5 項から第 8 項の規定に基づく国土交通大臣の認可等を受けて設定する利用料金の徴収期間が満了する日までとする。

(f) 事業により実現される行為及び新たな施設整備

愛知県道路公社が、対象路線について、民間資金法に基づく公共施設等運営権を設定する場合には、公社管理道路運営事業を実施する民間事業者に対象路線の利用料金を収受させることなど、同法に基づくコンセッション方式を活用した民間事業者による対象路線の管理運営が可能となる。

なお、公社管理道路の利便性向上のための新たな施設整備（大規模更新、インターチェンジ等）については、愛知県道路公社が必要と認め、道路整備特別措置法の規定に基づく国土交通大臣の許可を得たうえで、公共施設等運営事業とは別に、当該道路公社が実施する。

2. 特定事業の必要性と実施手法等

(1) 特例措置の必要性・要件適合性を認めた根拠

国・地方ともに厳しい財政状況にあつて、今後の社会資本の整備・更新を行うための方策として民間の資金や創意工夫を最大限活用することが求められている。「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン（平成25年6月・民間資金等活用事業推進会議決定）」においても、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業の具体的取組として「地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の活用」が位置付けられている。

こうした状況の中、対象路線が1(a)②のような特性を有していることを踏まえれば、対象路線を管理運営することとなる民間事業者は、対象路線の近傍に立地する商業施設等と連携することにより、対象路線の通行者及び利用者の利便の増進を図ることが可能であると考えられる。例えば、近傍の商業施設等の運営者と協議会を開催し、対象路線の利用の促進を図ることなどが、連携策として想定される。

(2) 特例措置の実施に伴う手続の実施手法

構造改革特別区域法第28条の3の規定により道路整備特別措置法及び民間資金法の特例として、愛知県道路公社が対象路線に公共施設等運営権を設定し、民間事業者に公社管理道路運営権を付与する。

ア 公社管理道路運営権者となる民間事業者は、民間資金法の手続によって選定する。

<予定する主な手続>

実施方針の公表 → 特定事業の選定 → 募集要項の公表・提案の受付 → 第一次審査 → 競争的対話 → 第二次審査 → 優先交渉者の決定 → 基本協定の締結 → 実施契約の締結

イ 公社管理道路運営権者である民間事業者は、対象路線の利用料金を自らの収入として収受し、道路の維持・修繕等の管理を行う。なお、対象路線の利用料金は、愛知県道路公社が構造改革特別区域法第28条の3第5項から第8項の規定に基づき国土交通大臣の認可等を受けた料金を上限として、民間事業者が弾力的に決定する。

ウ 愛知県道路公社は、利用料金を収受する公社管理道路運営権者から運営権対価を徴収し、資産・負債の管理、対象路線の建設費等の償還を行うほか、公権力行使等に該当する道路管理者の権限に関する業務、災害復旧事業の実施、公社管理道路運営権者に対するモニタリング等を行う。

なお、愛知県道路公社が民間事業者から徴収する運営権対価の額は、構造改革特別区域法の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けることにより、建設債務の償還を担保する。

(3) 民間事業者による適正な事業の実施の確保

構造改革特別区域基本方針別表第1において、「同意の要件」として「民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること」が規定されている。

これを踏まえ、民間事業者による公社管理道路運営事業の実施にあたっては、対象路線の交通の利便の増進に支障が生じないよう、愛知県道路公社が、民間資金法に基づき公社管理道路運営権者と締結する公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約（事業者募集にあたって提示する要求水準の遵守を含む。）や、道路法に基づく道路管理者権限や民間資金法に基づく指示等、さらに民間資金法に基づく運営権の取消し等を通じて監督することにより、民間事業者による適正な事業の実施を確保する。